

燃料油の含有硫黄分に関する規制・規則一覧表

規則名	実施主体	対象船舶	対象海域	規制の内容	発効日	適用日
IMO MARPOL条約 附属書VI (第14規則)	IMO	全ての船舶	全ての海域	含有硫黄分(S分)4.5%を超える 船用燃料油の使用禁止	2005/5/19	2005/5/19
			バルティック海	S分1.5%を超える 船用燃料油の使用禁止		2006/5/19
			北海	S分1.5%を超える 船用燃料油の使用禁止	2006/11/22	2007/11/22
EU指令 1999/32/EC	EU	全ての船舶	EU加盟国の領海内	S分0.2%を超える MGO(*1)の使用禁止	2000/1/1	2000/7/1 ~ 2007/12/31
				S分0.1%を超える MGO(*1)の使用禁止		2008/1/1~ 2009/12/31
改正EU指令 2005/33/EC(*3)	EU	全ての船舶	バルティック海(*4)	S分1.5%を超える 船用燃料油の使用禁止	2005/8/11(*2)	2006/8/11
			北海(*4)	S分1.5%を超える 船用燃料油の使用禁止		2007/8/11
		EU加盟国の港湾間を定期航路とする客船	EU加盟国の領海、 排他的経済海域、 および汚染規制海域	S分1.5%を超える 船用燃料油の使用禁止		2006/8/11
		内水域を航行する船舶、 および停泊中の船舶	EU加盟国	S分0.1%を超える 船用燃料油の使用禁止		2010/1/1

*1 1999/32/ECにおけるMGOの定義：ISO8217における船用留出油(DMX、DMA、DMBおよびDMC)
但し、2005/33/ECにおいては、DMX、DMAのみをMGOと定義する。

*2 EU加盟国は2005/33/ECを発効後1年以内に本指令に従うよう国内法を整備すること

*3 2006/8/11以降、EU加盟国においてS分1.5%を超えるMDO(ISO8217におけるDMB、DMC)の販売を禁止
2010/1/1以降、EU加盟国においてS分0.1%を超えるMGO(ISO8217におけるDMX、DMA)の販売を禁止

*4 IMO-MARPOL条約と異なり、加盟国の国内法として扱われるため、海域全てに適用されるのではなく、
同海域内の加盟国の領海にのみ適用される模様。